義務教育に係る教育費の完全無償化と多摩格差の是正を求める意見書

日本国憲法第２６条第２項は「義務教育は、これを無償とする」と定めています。しかし現状では、授業料や教科書が無償である一方、学用品費、教材費、制服等の入学準備費、クラブ活動費、修学旅行費など、学校生活に必要な費用が、物価高騰も続く中、子育て世帯の大きな負担となっています。家庭の経済状況によって子どもの学校生活や体験の機会に差が生じることは、教育の機会均等の観点からも看過できません。

東京都内では、学校給食費の無償化に続き、修学旅行費や教材費等の無償化を進める自治体が増えています。２０２３年度以降、学校給食費以外の教育費無償化に新たに踏み出した自治体は１８区１市と、区部では約８割の区で取組が進む一方、多摩地域では１市にとどまっています。修学旅行費を無償化しているのは１２区４村、教材費を無償化しているのは１１区１町２村で、中野区では、２０２６年度から区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、教材費、校外活動費、移動教室費、修学旅行費について、原則として保護者から徴収せず区が負担する制度を開始していますが、多摩２６市では、修学旅行費、教材費、入学準備金を無償化している自治体はなく、当市を含む小平市、立川市、武蔵村山市など近隣自治体では、就学援助による支援が中心となっています。

学校給食費無償化が都内全ての自治体で実施された後の自治体の対応によって、新たな「多摩格差」が生まれている現状は是正されなくてはなりません。制服等、個人負担の必要性の見直しとともに､子どもの学校生活や体験の機会に差が生じないよう、東大和市議会は、国及び東京都に対し、以下の事項を求めます。

記

１　国は、憲法第２６条に基づき、学用品費、教材費、制服等の入学準備費、校外活動費、修学旅行費など義務教育に必要な費用を無償とする制度を創設し、その財源を国の責任で確保すること。

２　東京都は、国による義務教育無償化が実現するまでの間、区部と多摩地域との教育費負担の「多摩格差」を是正するために、全ての子どもたちが、居住する地域にかかわらず教育環境や保護者負担に差が生じない仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

（議決日）令和８年９月２５日

（送付日）令和８年９月３０日

（送付先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣、国土交通大臣、東京都知事